

## Ⅱ 憲法とILO勧告に基づく労働基本権回復、民主的公務員制度確立を

- (1) 国家公務員、地方公務員の労働基本権を回復し、憲法に基づく民主的な公務員制度を確立すること。
- (2) 労働組合との誠実な交渉・協議のもと、「公務員への労働基本権の付与」を求めたILO勧告に基づき、速やかに国家公務員、地方公務員の協約締結権を回復すること。
- (3) 消防職員については、他の地方公務員に遅れることなく、団結権・協約締結権を確立すること。
- (4) 労働組合活動への一方的な制限を行うことなく、組合事務所等の提供や、組合費のチェックオフ、交渉準備等の時間内活動など労働組合活動に必要な諸権利を拡充すること。
- (5) 恣意的な管理職職員等の拡大や「名ばかり管理職」を是正・縮小すること。
- (6) 憲法が規定する「全体の奉仕者」として、公務員が職務を遂行できるように、労働基本権の回復とともに「身分保障」を明確に規定すること。基本的人権としての政治的・市民的自由を完全に保障すること。当面、公務員の直接請求署名活動に刑事罰を定めた地方自治法第74条の4第5項は廃止するとともに、地方公務員の政治活動に対する刑事罰等の罰則強化は行わないこと。また、自治体の条例による政治活動の上乗せ規制は行わないこと。
- (7) 地方公務員制度について、「地方自治の本旨」に基づく「住民自治」「団体自治」と「地方分権」がいつそう拡充される制度改革を行うこと。国家公務員制度「改革」に縛られることなく、自治体の首長・議会・労働組合、住民の要望・意見を十分に尊重すること。
- (8) 地方公務員法は、地方自治法第1条及び第2条各項の趣旨に基づき、地方公務員制度の基本的枠組みを規定する基本法とし、地方自治の侵害となる過度の人事管理の規定を排除し、地方自治体の条例制定権の拡大を図ること。
- (9) 自治体行政のすべての段階・分野に職員の参加制度を確立すること。自治体内部の不正・違法な行為に対する「内部告発権」、不法・不当な職務命令に対する「意見表明権」、違法・不当、重大な瑕疵ある職務命令に従う義務のないこと等について、「内部告発者」等の保護を含めた法律や条例の整備を行うこと。
- (10) 地方公務員の賃金・労働条件の決定は、「労使自治」「法定主義」の原則を貫き、現行の人事委員会による給与・勤務条件の「勧告制度」を廃止すること。その上で、職員の任免・服務・分限・懲戒等を行う第三者機関としての「人事行政機関」を設置すること。
- (11) 地方公務員の「労働条件決定システム」は、ILO条約・勧告・報告など、国際労働基準を最低基準として完全に保障すること。
- (12) 任期付職員制度の要件緩和・改悪は行わないこと。任期付職員、任期付短時間職員制度は自治体に導入しないこと。自治体での導入（条例化）にあたっては、労働組合と十分な協議を行うこと。
- (13) 高級官僚の企業・団体への「天下り」を禁止し、政・財・官（公）の癒着と腐敗の構造を一掃すること。「官民交流」の名による民間企業等からの政治的・恣意的任用を行わないこと。
- (14) マイナンバーカードの健康保険証利用にあたっては、保険者の保険証発行を阻害することのないよう十分留意し、組合員及び被扶養者の（既存）保険証利用を保障すること。